

第40号議案

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年5月7日

提 出 者 文京区教育委員会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会規則第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第十
五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

付 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十二年教育委員会規則第十五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 第一条～第二十八条（略） （正規の勤務時間） （リフレッシュ休暇） 第二十九条（略） 2～3（略） 一 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟の係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（<u>拘禁刑</u>以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年度の翌年度中 二～四（略） （子の看護休暇） 第二十九条の二～三（略） （介護休暇） 第三十条～第三十三条（略） <u>付 則</u> <u>この規則は、令和七年六月一日から施行する。</u>	○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 第一条～第二十八条（略） （正規の勤務時間） （リフレッシュ休暇） 第二十九条 2～3（略） 一 前項の規定によりリフレッシュ休暇を承認することとなる年度の四月一日において、刑事事件の被疑者として検察官に逮捕された者若しくは検察官に送致された者又は被告人として刑事訴訟の係属中である者 公訴が提起されないことが決定した日又は無罪判決が確定した日若しくは有罪判決（<u>禁錮</u>以上の刑の場合を除く。）が確定した日から二年を経過する日が属する年度の翌年度中 二～四（略） （子の看護休暇） 第二十九条の二～三（略） （介護休暇） 第三十条～第三十三条（略） <u>（新設）</u>